

店頭デリバティブ取引にかかるご注意

- 本取引は、金融商品取引法および商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、短期間に大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の当社へのご来店、勧誘を目的とするセミナーへのご参加等、または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情につきましては、当社お問い合わせ窓口[トレーディングサービス部]0120-257-734までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関等における苦情処理・紛争の枠組みの利用も可能です。取引種別により、以下の通り受付機関が異なります。

金融先物CFD、有価証券CFDについては、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター、電話番号0120-64-5005(フリーダイヤル)、商品CFDについては、日本商品先物取引協会相談センター電話03-3664-6243で苦情・相談を受け付けています。

【注1】ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 法人のお客様の有価証券CFD取引および商品CFD取引
- 当該取引に関して特定投資家または特定委託者に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前一年間に、2以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 金融先物CFD取引において、外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注)当社の店頭デリバティブ取引に係る契約は、一契約において金融先物CFD、有価証券CFD、商品CFDの全ての取引を扱う契約であるため、上記の適用例外がすべて該当する場合を除いて、お客様からの明確な勧誘要請がない場合は勧誘行為を行いません。

【注2】ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。



取引プラットフォーム 重要事項説明書

IG証券株式会社
金融商品取引業 関東財務局長(金商)第255号
商品先物取引業

重要事項説明書

本説明書に記載されている事項は、当社が行う外国為替証拠金取引を含むCFD取引の内容について、お客様に特にご留意いただきたい重要な事項です。当社での取引をご検討いただくにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。その上で、自己の資力、取引経験および投資目的などに照らして適切であると判断される場合にのみ、取引を開始し、または継続していただきますようお願い申し上げます。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。外国為替証拠金取引を含むCFD取引においては、取引対象である通貨、株式、株価指数、商品、債券等の価格の変動により損失が発生する可能性があります。外国為替証拠金取引を含むCFD取引においては、お客様が当社に預託した証拠金を担保として、実際には証拠金より多額の取引を行うことが可能であるため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引にかかる原資産の相場状況の急変時や、流動性の低下等により、当社の提示する売値と買値の差であるスプレッドが拡大する、または価格を提示することができないことがあり、お客様の意図した取引ができない可能性があります。またストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定価格に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

外国為替証拠金取引においては未決済のポジションに対して、スワップポイントと呼ばれる金利差の受払いが毎日発生しますが、原則として高金利通貨を売り、低金利通貨を買った場合、スワップポイントは支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

スワップポイントは対象通貨の金利の変動や市場の流動性などによって毎日変動し、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

株式CFD取引を含む直物CFD取引においては、未決済のポジションに対して資金調達コストの受払いが発生します。原則として買いポジションに対しては資金調達コストの支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。また基準通貨の金利が低い場合、売りポジションに対しても資金調達コストが支払いとなることがあります。その場合、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。資金調達コストは基準通貨の金利の変動などによって毎日変動します。

株式CFD取引および株価指数直物CFD取引においては未決済のポジションに対して配当金相当額の受払いが発生します。売りポジションに対しては配当金相当額の支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

株式CFD取引において売りポジションを持つ際に借株料が発生することがあります。借株料が発生した場合、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

当社の取引システムでは両建て(ヘッジ)のお取引を行うことができますが、売買スプレッドの差が二重負担となり、余剰金額が減ることになります。またスワップポイント、資金調達コストは支払額が大きく設定されているため、証拠金が減少することになります。

取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しなどが行えない可能性があります。

外国為替証拠金取引(為替ダイレクト取引を除く)およびCFD取引(株式CFD取引を除く)にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。法人のお客様のみに提供しているギャランティーストップ(ストップ値段保証)注文の保証料は、ギャランティーストップ注文が約定した際に徴収されます。保証料は取引チケットに表示されます。

株式CFD取引および為替ダイレクト取引においては取引手数料がかかります。取引手数料についてはホームページでご確認ください。電話取引および強制決済にかかる取引手数料は、お客様による取引システムへの注文入力による通常の手数料よりも高い料金設定となっておりますので、ご注意ください。また、法人のお客様のみに提供しているギャランティーストップ注文の保証料は、ギャランティーストップ注文が約定した際に徴収されます。保証料は取引チケットに表示されます。

一部の株式CFD取引、一部の株価指数CFD取引を行うためには、原資産が上場している取引所に対して、あらかじめライブデータの取得費用をお支払いいただく必要があります。

各取引口座でポジションを保有しておらず、かつ6か月以上お取引が無い場合に、取引口座内の証拠金残高を上限として月額540円(税込)の口座管理手数料が発生します。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、外国為替証拠金取引を含むCFD取引のリスクをヘッジするために以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

[カバー取引先]

(カッコ内は、外国法人の場合の監督当局)

IGマーケッツ リミテッド(IG Markets Limited)

デリバティブ取引業者:英国金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)

当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、当社のカバー取引が困難となることでお客様の注文を執行することができず、お客様に損失が生じる場合があります。

お客様から当社が預託を受けた証拠金は三井住友銀行への金銭信託により当社固有の財産とは分別して管理されます。

お客様の取引口座は、銘柄区分毎に以下の個別の6口座にて管理されます。各口座でのお取引は個別の管理となり、証拠金残高や損益等は合算されません。なお、これら6口座以外にお客様の任意で、銘柄別の取引口座を追加設定することが可能です。

- (1) FX口座
- (2) 個別株口座
- (3) 株価指数口座
- (4) 債券先物口座
- (5) 商品口座
- (6) その他口座

当社との店頭デリバティブ取引契約における取引種別による口座管理の仕組みについては、本文書第4条の「取引口座の種別」にて、ご確認、ご理解の上、お取引をお願いいたします。

当社は、国内銀行営業日(以下、この項において営業日とします)の日本時間午前7時(ニューヨーク夏時間の場合は午前6時)を基準時としてお客様からみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ゆうちょ銀行の預託証拠金入金専用口座(普通預金口座)にお振込みいただいた証拠金の額に未決済のポジションの評価損益およびスワップポイントまたは資金調達コスト等による損益を加えた金額を、当社固有の財産と分別して管理します。分別管理すべき金額は、基準時が属する日の翌営業日から起算して2営業日以

内に三井住友銀行の信託口座に振替えます。但し、お客様が上記銀行の預託証拠金入金専用口座にお振込みいただいた資金が三井住友銀行の信託口座に振替えられるまでの間は信託保全の対象とはなっていないため、上記銀行の業務又は財産の状況が悪化した場合、お客様が損失を被る可能性があります。

1. 金融商品取引業者および商品先物取引業者(当社)の概要および連絡先

商号 : IG証券株式会社

住所 : 東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10階

代表者 : 代表取締役 パトリック・マクゴナグル

資本金 : 4億円

業務 : 店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理は行いません。)

会社設立 : 平成14年12月3日

登録 : 金融商品取引業 関東財務局長(金商)第255号、商品先物取引業

加盟協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1168)、日本商品先物取引協会

加入投資者保護基金 : 日本投資者保護基金

注意:当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんので、ご注意ください。

加入認定個人情報保護団体 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

電話番号 : 03-6704-8500 / 0120-257-734

当社が取り扱う店頭デリバティブ取引に関するお問い合わせは、上記の電話番号で承ります。

ウェブサイト : <http://www.ig.com/jp>

当社の企業情報は、当社店頭または当社ホームページにて開示されております。

お客様のご相談について : 当社お問い合わせ窓口[トレーディングサービス部] 電話0120-257-734、および金融先物CFD、有価証券CFDについては金融あっせん相談センター電話0120-64-5005、商品CFDについては日本商品先物取引協会相談センター電話03-3664-6243にて承っております。

指定紛争解決機関 : 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMACフィンマック)

注意 : 上記の指定紛争解決機関は金融商品取引法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関となります。取り扱う対象金融商品は、外国為替証拠金取引、その他の金融先物CFD、および有価証券CFDです。商品CFD取引については、取扱いの対象ではありません。商品CFD取引については、日本商品先物取引協会にご相談ください。

2. 提示される価格について

取引にあたり、当社からお客様に提示する外国為替証拠金取引を含むCFD取引(株式CFD取引を除く)の取引価格は、原市場(外国為替レートに関してはインターバンクを意味し、以下株式市場や商品市場等を含め、総称して原市場とい

う)における実勢取引価格等を参考に当社が独自に決定するものであり、原市場における実際の取引価格とは異なる価格が提示されることがあります。なお、株式CFD取引において当社が提示する取引価格は、原資産の実勢取引価格をそのまま提示します。バイナリーオプション取引およびオプションCFD取引(標準オプションCFD取引、リスク限定オプション取引)の取引価格は、参照資産の価格を参考にして当社が独自に決定します。最新の提示価格については、当社取引システム内に表示されております。お取引の際には必ず最新の提示価格をご確認ください。

当社がお客様に対して提示する取引価格は、売付価格と買付価格で異なります。このような売値と買値の差は「スプレッド」と呼ばれ、市場環境により変動することがあります。

3. お客様の同意を得て行うべき事項

外国為替証拠金取引を含むCFD取引を行うにあたり、当社は、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨もしくは対象銘柄、および取引期限の決定
- ・取引の件数または数量(外国為替証拠金取引(新興国通貨ペアを除く)において標準取引は1ロット=100,000通貨単位、ミニ取引は1ロット=10,000通貨単位。その他取引については、銘柄別契約詳細情報にてご確認ください。)
- ・取引の対価の額または約定数値(取引価格)の決定(ただし、ロット優先注文および成行注文の場合は、取引価格の指定はできません。)
- ・取引の売買の別、注文種類の別、およびこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること(ただし、お客様等の事由により当該外国為替証拠金取引を含むCFD取引にかかるお客様等の債務が履行されないまたは履行されないおそれがある場合に、当社が期限前に決済する場合を除きます。)

4. 取引口座の種別

当社とお客様との店頭デリバティブ取引契約は、単一の契約にて、当社が取り扱うすべての銘柄のお取引が可能な契約となっておりますが、口座開設にあたっては、通貨関連デリバティブ取引用の「FX口座」、株価指数関連店頭デリバティブ取引用の「株価指数口座」、債券関連店頭デリバティブ取引用の「債券先物口座」、個別株関連店頭デリバティブ取引用の「個別株口座」、商品関連店頭デリバティブ取引用の「商品口座」および上記以外の店頭デリバティブ取引用の「その他口座」の6つの口座が設定されます。なお、これら6口座以外にもお客様の任意で銘柄別の取引口座を追加設定することが可能です。

口座種別は、口座通貨を日本円とする「円口座」とUSDとする「USD口座」の2種の口座設定があります。

<注意事項>

(1)取引口座への入出金は、口座通貨のみでの承りとなります。「円口座」は円のみ、「USD口座」はUSDのみ「USD口座」の開設の場合は、日本国内の金融機関にUSD建ての口座をお持ちの場合に限ります。(決済資金の入出金にかかる両替業務は行っておりません。)

(2)注文および証拠金の管理は取引口座ごとに管理されます。各口座間の証

拠金有効残高や損益等は合算されません。

(3) 各取引口座間で資金振替を行うことで、口座間の証拠金移動が可能です。資金振替は原則として、お客様ご自身の判断において、取引システム内より、操作を行っていただきます。口座間の資金振替は、その時点での証拠金残高と余剰金額のいずれか少ない金額の範囲内での受付となります。資金振替は、取引システムでの受付後、即時で資金振替が行われます。資金振替受付後のキャンセルはできませんので、ご注意ください。また、資金振替元の口座にポジションがある場合には、資金振替後のマーケット変動や、スワップ金額の徴収等による強制ロスカット防止のためにも、該当の取引口座に十分な資金を保持されるよう資金管理にはご注意ください。

(4) お電話での資金振替は、当社がやむを得ないと判断する場合のみの承りとさせていただきます。

5. 注文取引の執行

お客様の取引は当社との間で成立します。当社はおお客様の取引から生じるリスクを軽減するために英国のIG Markets Limitedにカバー取引をおお客様の取引の成立と同時にを行っています。IG Markets Limitedはさらにカバー取引を随時原市場に対して行っております。

お客様の注文数量が原市場に比して大きい場合、IG Markets Limitedがおお客様の注文に対応するカバー取引を原市場にて執行できない可能性があります。お客様からの注文を当社にて受注後、直ちに当社のカバー先であるIG Markets Limitedが流動性等を勘案してお客様からの取引注文の約定の諾否を判断し、当社がお客様に通知いたします。

お客様の取引動向等を考慮し、お客様の取引に対応するIG Markets Limitedでのカバー取引の執行が継続的に困難であるとIG Markets Limitedが判断した場合、当社の裁量により、お客様のお取引に「自動ヘッジ執行」を適用する場合があります。「自動ヘッジ執行」はマーケット注文およびロット優先注文(以下、この項においてマーケット注文等とします)にのみ適用され、リミット注文、ストップ注文、ギランティーストップ注文、強制ロスカット注文には適用されません。「自動ヘッジ執行」では、マーケットの状況をシステムが判断し、お客様からのマーケット注文等を当社にて受注後、直ちにシステムにより自動でカバー取引の注文を行います。カバー取引が成立した場合に、お客様のマーケット注文等が約定となり、カバー取引が成立しなかった場合は、お客様の注文は取り消されます。「自動ヘッジ執行」の適用についてはあらかじめ、お客様に通知を行い、通知後最大5日以内の指定の日から適用されるものとします。

為替ダイレクト取引においては、お客様からの注文を当社サーバーで受領後直ちに、原市場に発注します。原市場で取引が成立した場合、お客様の注文が約定となります。

6. お客様の債務の履行方法、決済方法

(1) 取引口座による決済

当社との取引に関するお客様の債務の履行および決済は、全てお客様が当社に開設する取引口座を通じて行われます。したがって、取引の開始にあたっては、当社に取引口座を開設していただく必要があります。

(2) 証拠金の入金

新規の売買注文を行うためには、所定の額の証拠金を取引口座にあらかじめ入金していただくか、取引の種別に応じ、口座間振替していただく必要があります。すでにお取引を開始されており、ポジション(建玉)、未決オーダーがある場合は、それぞれの口座で個別に「余剰金額」(証拠金有効残高から、維持証拠金額を差し引いた額)が所定の額の証拠金を上回っている必要があります。

(3) 決済の方法

CFD取引のポジションはお客様ご自身による決済、もしくは期限付き取引の場合はその期限にて決済されます。お客様が期限付きでないCFD取引の買いポジションを決済、あるいは期限付きCFD取引の買いポジションを期限到来前に決済された場合、決済水準は売値となります。(売りポジションを決済する場合は、買値での決済となります。)期限付き取引が期限まで決済されなかった場合は、期限到来後に自動的に決済されます。取引の決済によって損失が発生した場合、当該金額が取引口座の証拠金残高より差し引かれます。利益が発生した場合は、取引口座の証拠金残高に加算されます。

お客様の取引口座の通貨と異なる通貨で損益が発生した場合、当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座の通貨に交換されます。(別途合意の場合を除く)

(4) 維持証拠金額

当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当該注文が約定し、ポジションが決済されるまでの間、証拠金有効残高を、該当する口座において維持証拠金額と同額以上に維持していただきます。

(5) 強制ロスカット

銘柄区分された各口座において、証拠金有効残高がポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はお客様ご自身にあることをご認識ください。各口座において、証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションの一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。この強制ロスカットは、証拠金有効残高が維持証拠金額に達するまで必要とされ、執行が行われます。また、個人のお客様は、毎営業日、日本時間正午時点の証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額の100%を下回っていた場合、お客様への事前の通知なく、強制ロスカットを執行します。ただし、強制ロスカットが執行される時点で、当該通貨・銘柄が取引時間外等で取引できない場合は、取引できる状態になった後に速やかにお客様への事前の通知なく執行いたします。また、システム機器に異常・障害が発生するなどした場合、復旧後速やかに再検証し、強制ロスカットを執行します。強制ロスカットは原則として下記の通り執行します。

1. 未決オーダーを発注日時の古い順に取り消し。
2. ストップ注文が付加されていない保有ポジションを保有日時の古い順に強制決済。

3. ストップ注文が付加されている保有ポジションを保有日時の古い順に強制決済。
4. ギャランティーストップ注文が付加されている保有ポジション、バイナリーオプション取引およびリスク限定オプション取引の保有ポジションを保有日時の古い順に強制決済。

注1. 保有日時が一番古いポジションが両建てとなっている場合、そのロット数にかかわらず、当該売り/買い両ポジションすべてが強制決済される場合があります。

注2. 相場急変時においては、強制ロスカットの執行順が上記と異なる場合があります。

注3. 強制ロスカットが執行される順番をお客様が選択することはできません。

7. 証拠金の必要額・計算方法

(1) 外国為替証拠金取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として4%(レバレッジ25倍)となります。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(2) 株価指数CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として10%(レバレッジ10倍)の設定となります。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(3) 債券CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として2%(レバレッジ50倍)の設定となります。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(4) 商品CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として5%(レバレッジ20倍)の設定となります。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(5) 株式CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として20%(レバレッジ5倍)の設定となります。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(6) 法人のお客様は「ギャランティーストップ注文」および「ストップ注文」をポジションに付加した場合、維持証拠金額の減額が適用されますが、市場環境によってはストップ注文およびギャランティーストップ注文をお受けできない場合があります。個人のお客様は関係法令により証拠金率の適用に制限があるためご利用いただけません。法人のお客様がポジションに対してギャランティーストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、当該ポジションから発生しうる最大損失額と同額となります。また、法人のお客様がポジションに対してストップ注文を付加された場合の維持証拠金額は、その時点からストップ注文が成立した際に発生する損失額にスリッページ想定額(維持証拠金額にスリッページ係数を乗じて得られる金額)を加算した金額となります。スリッページ係数は取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(7) バイナリーオプション取引にかかる維持証拠金額は、取引に際して発生するその取引通貨における最大損失額と同額となります。

バイナリーオプション取引の買いの場合、買値にオプション取引のロット数、1ロ

ットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りの場合、100と売値の差にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。

(8) オプションCFD取引は、標準オプションCFD取引とリスク限定オプション取引の2種に分類されます。

標準オプションCFD取引の維持証拠金額は、買い取引の場合は、買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じた最大損失額と同額、外国為替を原資産とする売り取引の場合は、銘柄ごとに原資産における総取引金額に対して、個人のお客様の場合は、原則として4%(レバレッジ25倍)相当額以上の固定金額が定められています。法人のお客様の場合は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にて随時ご確認ください。

リスク限定オプション取引にかかる維持証拠金額は、取引に際して発生するその取引通貨における最大損失額と同額となります。リスク限定オプション取引の上昇オプションの場合、権利行使価格と買値の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。下落オプションの場合、売値と権利行使価格の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。(上昇オプションの売りポジション、下落オプションの買いポジションを保有することはできません)

※維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、個人、法人ともに市場環境の状況およびその他の要因により、すべての通貨・銘柄または一部の通貨・銘柄で本項に記載の証拠金額を超える場合があります。また、変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金率も上昇(レバレッジは低下)することになります。各通貨・銘柄の維持証拠金額、維持証拠金率については、お取引時に必ず取引システム内の取引情報でご確認ください。

いずれの取引においても、維持証拠金額(率)は市場環境などに応じて変更されることがあります。変更の通知は原則行いませんので、ご注意ください。

維持証拠金は、保有しているポジションだけでなく、未決オーダーに対しても計算されますので、ご注意ください。

なお、証拠金の受け入れは金銭でのみ承ります。証拠金に代わる有価証券の受入は行っておりません。

お客様の状況により当社の判断で、証拠金の預託上限額、保有するポジション数を制限させていただく場合があります。

8. 証拠金の預託方法および返還を受ける方法

(1) 証拠金の預託

当社が別途指定する当社名義の預託証拠金入金専用の銀行口座へ入金していただきます。入金、取引口座の通貨と同通貨のみのお取り扱いとなり、他通貨でのお承りはできません。入金手続きは、銀行送金または銀行振込みに限られます(以下、「振込み」)。振込み手続きは、お客様ご本人名義の口座あるいは、ご本人名義による振込み手続きのみの受付となります。ご本人名義以外による振

込みの場合、資金受け入れの拒否、返金等の取扱いとなります。名義相違による返金、取り消し等の手続きに手数料が発生する場合、返金額からの手数料差し引き等によるお客様負担となります。また、資金受け入れ拒否、返金等は、原則として口座名義人および振込み名義人に通知することなく行います。なお、名義相違を理由とする当社による資金受け入れ拒否、返金等によって生じた損害について、当社はその一切の責任を負いません。

(2) 証拠金の返還

証拠金の返還については、お客様の証拠金有効残高が未決済のポジションならびに未決オーダーにかかる維持証拠金額を上回っている場合に、その超過額もしくは証拠金残高のいずれか少ない金額の範囲でのみ行います。証拠金の返還を行う場合は、当社は当該金額を返還の請求があった日から、円口座の場合は3営業日以内、USD口座の場合は6営業日以内にお客様の指定する銀行口座に送金します。

指定口座は日本国内の金融機関口座のみの登録となり、外国送金による返還は受付けておりません。

9. 取引手数料の額、計算方法および徴収方法

外国為替証拠金取引（為替ダイレクト取引を除く）およびCFD取引（株式CFD取引を除く）にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。法人のお客様のみご利用いただけるギランティーストップ注文の保証料は、ギランティーストップ注文が約定した際に徴収されます。保証料は取引チケットに表示されます。

為替ダイレクト取引においては取引手数料がかかります。取引手数料についてはホームページでご確認ください。

株式CFD取引においては取引手数料がかかります。取引手数料は株式の取引されている取引所ごとに異なります。また最低手数料が設定されていますので、少額での取引にはご注意ください。電話での注文および強制決済にかかる取引手数料は取引システムでの注文の取引手数料よりも高い設定金額となっております。取引手数料についてはホームページでご確認ください。また、法人のお客様のみご利用いただけるギランティーストップの保証料は、ギランティーストップ注文が約定した際に徴収されます。保証料は取引チケットに表示されます。

10. その他取引に関し、お客様の判断に影響を与える重要な事項

(1) スワップポイント

外国為替証拠金取引においてお客様がポジションを当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当金額の支払いが必要となります。

スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。また、同じ通貨ペアの売買であっても、買いポジションと売りポジションでは適用されるスワップポイントが異なります。スワップポイントは市場動向を反映して日々決定されます。最新のスワップポイントは取引システム上でご参照下さい。

原則として、お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払い（お客様の利益しま

す。逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払いいただく（お客様の損失）こととなりますのでご注意ください。

ただし、売買される通貨の金利差が極めて小さい場合や、流動性が非常に低い場合等、一定の市場環境下においては、買付注文、売付注文ともにお客様から当社にスワップポイントをお支払いいただく（お客様の損失）場合があります。

(2) 強制ロスカット

強制ロスカットが執行された場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。強制ロスカットについては上記6.(5)をご参照下さい。

(3) 強制ロスカットにかかる注文

強制ロスカットにかかる注文は、当社判断により行われます。従って、強制ロスカットが執行された場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。強制ロスカットについては上記6.(5)をご参照下さい。

(4) 標準オプション取引およびリスク限定オプション取引の決済

オプションCFD取引のうち標準オプションおよびリスク限定オプション取引では、取引最終時点までポジションを保有した場合、自動的に取引終了時の清算値で決済され損益が確定します。権利行使によって、参照取引のCFD取引にてポジションを受け取ることはできません。

(5) 株式CFDの注文水準

株式CFD取引のリミット、ストップ注文の水準は、原則として原市場の呼値の刻みと同一である必要があります。呼値の刻み内となる注文は受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

11. お取引の手続

実際のお取引や注文の手順、方法等については、ホームページおよび取引システム内ヘルプ・サポートよりご覧ください。

12. 益金等に係る税金

個人のお客様が行った店頭における外国為替証拠金取引を含むCFD取引で発生した、平成24年1月1日以降の益金（売買による差益およびスワップポイント、資金調達コスト収益、配当金収益等）は申告分離課税（雑所得）となります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%^{*}、地方税が5%となります。その損益は、差金決済等をした他の店頭デリバティブ取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人のお客様は法人税法にもとづいた税務申告を行う必要があります。

^{*} 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者および商品先物取引業者は、個人のお客様が店頭における外国為替証拠金取引を含むCFD取引を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を金融商品取引業者および商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、お客様の所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

13. 注文の種類および内容

(1)通常取引

【マーケット注文】

当注文は、お客様が発注ボタンをクリックした時点において、当該発注画面に表示されている価格を注文価格として発注する注文です。当注文は、当社サーバーにて受注後速やかに執行され、発注した全数量が約定しますが、お客様の発注数量が原市場の流動性に対して過大であった場合、約定のタイミングが遅くなる、またはお客様の注文を約定できない場合があります。お客様が当注文の発注時に部分約定を受諾する旨の指定を行った場合には、発注数量の一部のみが約定する場合があります。

当注文は、お客様の注文を当社サーバーで受注した時点において、当社サーバー上で配信する価格(以下、基本価格とします)が、お客様の注文価格を基準に上下に同一水準の範囲^{※1}内にある場合、注文価格で約定します。一方、基本価格が範囲^{※1}外にある場合、基本価格が注文価格よりもお客様にとって有利な場合には基本価格で約定^{※2}、基本価格が注文価格よりもお客様にとって不利な場合には約定しません。

※1 当範囲は銘柄ごとに当社が個別に設定し、原資産のボラティリティが高い場合には拡大する場合があります。

※2 但し、基本価格が一定限度を超えて著しく大きく変動した場合には、約定しない場合があります。

(自動ヘッジ執行が適用されているお客様の場合)

自動ヘッジ執行が適用されているお客様から当注文を受注した場合、当注文のカバー取引の成立後に当注文の約定が成立し、カバー取引が成立しなかった際には当注文は取り消されます。この際の約定価格は上記と同様の取り扱いとなります。自動ヘッジ執行については、「5. 注文取引の執行」をご覧ください。

【ロット優先注文】

当注文は、お客様が注文価格を指定せずに発注する注文です。当注文は、当社サーバーにて受注後、お客様の買い注文または売り注文の数量に対して当社が応ずることができる最良の価格で速やかに執行され、原則として発注した全数量が約定します。但し、お客様の発注数量が原市場の流動性に対して過大であった場合、約定のタイミングが遅くなる、または全数量の約定ができない場合があります。お客様が当注文の発注時に部分約定を受諾する旨の指定を行った場合には、発注数量の一部のみが約定する場合があります。

当注文は、上記の約定価格決定の仕組み、およびお客様の端末と当社サーバー間の通信にかかる所要時間を原因として、発注時にお客様の端末に表示されている参考価格よりも、お客様にとって有利または不利な価格で約定する場合があります。

当注文は発注時に、お客様が許容できるスリッページの限度(スリップ幅)を指定することが出来ます。発注時にお客様の端末に表示されている参考価格とお客様の注文数量に対して当社が応ずることが出来る最良の価格の乖離がお客様が指定したスリップ幅の範囲内であれば、当注文はお客様の注文数量に対して当社が応ずることが出来る最良の価格で約定し、スリップ幅を超過した場合には

当注文は約定しません。

(自動ヘッジ執行が適用されているお客様の場合)

自動ヘッジ執行が適用されているお客様から当注文を受注した場合、当注文のカバー取引の成立後に当注文の約定が成立し、カバー取引が成立しなかった際には当注文は取り消されます。この際の約定価格は上記と同様の取り扱いとなります。自動ヘッジ執行については、「5. 注文取引の執行」をご覧ください。

【リミット注文】

当注文は、売り注文の場合は基本価格よりも高い価格、買い注文の場合は基本価格よりも低い価格を注文価格として発注する注文です。当注文は当社サーバーにて受注後、原則として、当社サーバー上で配信する価格が、お客様が指定した注文価格に到達した(または通過した)時点で執行され、発注した全数量が約定します。但し、休日・休場明けや指標発表時等の原市場の流動性が少ない時間帯、および原市場のボラティリティが急激に上昇している時間帯においては、約定のタイミングが遅くなる場合があります。

当注文は注文価格よりもお客様にとって有利な価格で約定する場合があります。当注文は、売り注文の場合、お客様が指定した価格の安いものが高いものに優先し、買い注文の場合、お客様が指定した価格の高いものが安いものに優先します。また、注文価格が同一であるリミット注文が複数ある場合には、当社での受注時刻が早いものが優先します。

【ストップ注文】

当注文は、成行注文を執行する価格をお客様が指定して行う注文で、売り注文の場合は基本価格よりも低い価格、買い注文の場合は基本価格よりも高い価格を指定して発注する注文です。当注文は当社サーバーにて受注後、原則として、当社サーバー上で配信する価格が、お客様が指定した価格に到達した時点で成行注文が執行され、発注した全数量が約定します。但し、休日・休場明けや指標発表時等の原市場の流動性が少ない時間帯、および原市場のボラティリティが急激に上昇している時間帯においては、約定のタイミングが遅くなる場合があります。

当注文は、指定した価格よりもお客様にとって有利または不利な価格で約定する場合があります。

当注文は、売り注文の場合、お客様が指定した価格の高いものが安いものに優先し、買い注文の場合、お客様が指定した価格の安いものが高いものに優先します。また、注文価格が同一であるリミット注文が複数ある場合には、当社での受注時刻が早いものが優先します。

【ギャランティーストップ(ストップ値段保証)注文】

ポジションを清算するためのストップ注文に対してギャランティー(値段保証)を付与することで、当該注文をギャランティーストップ(ストップ値段保証)注文とすることができます。ギャランティーストップ注文は、当社サーバーにて受注後、当社がお客様に配信する価格が、お客様が指定した価格に到達した時点で執行され、発注した全数量が約定します。

当注文はギャランティー(値段保証)が付与されているため、約定価格は当該指定した価格と同一となり、スリッページは発生しません。

ギャランティーストップ注文の保証料はギャランティーを付与する際に提示され、

ギャランティーストップ注文が約定した際に徴収されます。保証料は銘柄ごとに異なりますが、休日・休場明けや指標発表時等の原市場の流動性が少ない時間帯、および原市場のボラティリティが急激に上昇している時間帯においては、通常よりも多くなる、またはギャランティーの付与をお受けできない場合があります。

なお、お客様が両建て取引を行っている場合、売り買い両方のポジションに対し同時にギャランティーを付与することは出来ません(異なる通貨建ての実質同一銘柄間や同一銘柄のスポットと先物間(例:スポット金-ドル建てとスポット金-円建て、日本225と日本225先物など)においても同様の制限が適用されます)。

(2)為替ダイレクト取引

【成行注文】

当注文はお客様が注文価格を指定せずに行う注文で、当社サーバーにて受注後、速やかに執行されます。当注文の執行時点において、当社サーバー上で配信する最良気配値(以下、基本価格とします)における約定可能数量が、お客様の発注数量以上である場合には当注文は当該基本価格で約定し、基本価格における約定可能数量がお客様の発注数量に満たない場合には、当該基本価格における約定可能数量の全量を約定するとともに、不足分については次の気配値における約定可能数量から約定し、以降発注数量の全量が約定するまで順次同様の処理を行います。

当注文の約定処理が複数の価格において行われた場合、当注文の約定価格は、各価格における約定数量に応じて加重平均された価格となります。当注文は、上記の約定価格決定の仕組み、およびお客様の端末と当社サーバー間の通信にかかる所要時間を原因として、発注時にお客様の端末に表示されている最良気配値よりも、お客様にとって有利または不利な価格で約定する場合があります。

なお、次の気配値における約定可能数量が存在しない場合、未約定分の成行注文は発注後最初に到来する午前7時(英国夏時間の場合は午前6時)まで有効な注文として取り扱われ、当該時刻を過ぎた時点でキャンセルされます。

【リミット注文】

当注文は注文価格を指定して発注する注文で、基本価格の水準に関わらず、任意の価格を注文価格として発注することが可能です(通常取引におけるリミット注文の発注条件と異なりますのでご注意ください)。当注文は、当社サーバーにて受注後、基本価格が注文価格に到達した時点で執行されます(従って、当注文を発注する際に、売り注文においては最良売り気配値以下の水準、買い注文においては最良買い気配値以上の水準を注文価格として指定した場合には、即時に執行されます)。当注文の執行時点において、基本価格における約定可能数量が、お客様の発注数量以上である場合には当注文は当該基本価格で約定し、基本価格における約定可能数量がお客様の発注数量に満たない場合には、当該基本価格における約定可能数量の全量を約定するとともに、不足分については、買い注文においては注文価格以下、売り注文においては注文価格以上の気配値における約定可能数量がゼロになるまで順次同様の処理を行います。

当注文の約定処理が複数の価格において行われた場合、当注文の約定価格は、各価格における約定数量に応じて加重平均された価格となります。当注文は注文価格よりもお客様にとって有利な価格で約定することがあります。

当注文は、売り注文の場合、お客様が指定した価格の安いものが高いものに優先し、買い注文の場合、お客様が指定した価格の高いものが安いものに優先します。また、注文価格が同一であるリミット注文が複数ある場合には、当社での受注時刻が早いものが優先します。

当注文には以下の2種類の発注方法があります。

- ・リミット(一部約定/当日有効) 発注後最初に到来する午前7時(英国夏時間の場合は午前6時)を過ぎた時点でキャンセルされます。発注数量の一部のみが約定となった場合も、未約定分のリミット注文は引き続き有効な注文として取り扱われます。なお、発注数量の一部のみが約定となった場合、お客様が当注文をご自身でキャンセルするか、当注文の有効期限が到来する、若しくは未約定分が全て約定するまで、約定済みポジションの清算は出来ません。
- ・リミット(一部約定/キャンセル) 発注時点において、約定可能数量がお客様の発注数量以下である場合、当該約定可能数量を全量約定し、未約定分のリミット注文は即時にキャンセルされます。

【ストップ注文】

当注文は、成行注文を執行する価格をお客様が指定して行う注文で、売り注文の場合は基本価格よりも低い価格、買い注文の場合は基本価格よりも高い価格を指定して発注する注文です。当注文は、当社サーバーにて受注後、基本価格がお客様が指定した価格に到達した時点で成行注文が執行されます(成行注文については、「13(2)為替ダイレクト取引【成行注文】」をご参照ください)。

当注文は、ストップ注文の指定価格が参照する最良気配値を、お客様が任意で選択することが可能です。

- ・ストップ買い(売り)注文の指定価格に、最良買い(売り)気配値が到達した時点で、成行買い(売り)注文を執行する。
- ・ストップ買い(売り)注文の指定価格に、最良売り(買い)気配値が到達した時点で、成行買い(売り)注文を執行する。

当注文の約定処理が複数の価格において行われた場合、当注文の約定価格は、各価格における約定数量に応じて加重平均された価格となります。当注文は指定した価格よりもお客様にとって有利または不利な価格で約定する場合があります。

当注文は、売り注文の場合、お客様が指定した価格の高いものが安いものに優先し、買い注文の場合、お客様が指定した価格の安いものが高いものに優先します。また、注文価格が同一であるストップ注文が複数ある場合には、当社での受注時刻が早いものが優先します。

当注文には以下の2種類の発注方法があります。

- ・ストップ-当日有効 当注文は、発注後最初に到来する午前7時(英国夏時間の場合は午前6時)を過ぎた時点でキャンセルされます。なお、発注数量の一部のみが約定となった場合、当注文の有効期限が到来するか、未約定分が全て約定するまで、約定済みポジションの清算は出来ません。
- ・ストップ-GTC 当注文の有効期限は無期限です。なお、発注数量の一部のみが約定となった場合、未約定分が全て約定するまで約定済みポジションの清算は出来ません。

14. 取引のリスクに関する確認事項

【外国為替証拠金取引】

外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1) 価格変動のリスク

- ・ 外国為替の取引価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 外国為替証拠金取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジ)を利用した取引を行うため、取引価格の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・ 取引価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・ 外国為替証拠金取引の損益通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

外国為替取引は2国間の金利変動により、取引価格が大きく変動することがあります。また、金利の変動は日々のスワップポイントにも影響します。

(3) 信用リスク

- ・ 外国為替証拠金取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) 週末週初・指標発表前後等の外国為替スプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催は外国為替市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また週末や週初、祝祭日は外国為替市場の流動性が低い状況が発生します。このような状況においては売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5) スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がおお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 外国為替市場では翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。また、通貨ペアによってはお取引いただけない時間帯があり、取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。
- ・ ロット優先注文はスリッページを許容して発注数量の約定を優先する注文であるため、相場の流動性または相場変動の状況によってはお客様にとって不利益な価格で約定されることがあります。

(6) 流動性リスク

- ・ 外国為替市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 一部の外国為替証拠金取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 外国為替証拠金取引では外国為替市場の取引量が少ない時間帯、および急激に市場が変動している時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 外国為替取引が各国当局などの規制により停止されることがあります。また外国為替取引が機能を停止し、実質的に取引できなくなることがあります。その場合、当該通貨はお取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお取引が困難になることがあります。

(7) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 外国為替証拠金取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には外国為替証拠金取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しないレートで取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ 外国為替証拠金取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。為替ダイレクト取引では、外国為替市場の流動性により注文数量すべてが約定

しない場合があります。約定しなかった残りの注文は、約定までの間、原則として未決オーダーとして管理されます。

【株価指数(直物/先物)CFD取引】

株価指数CFD取引(株価指数直物(スポット)CFD取引および株価指数先物CFD取引)はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- ・ 株価指数CFD取引の原資産となる株価指数の取引価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 株価指数CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジ)を利用した取引を行うため、取引価格の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・ 取引価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただけます。
- ・ 株価指数CFD取引の損益通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

株価指数CFD取引は金利変動により、取引価格が大きく変動することがあります。また、株価指数直物CFD取引においては、金利の変動は取引価格の変動のみならず日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・ 株価指数CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ 株価指数CFD取引においては原資産となる株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4)指標発表前後・原資産取引時間外等のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催は株式市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産が原市場において取引時間外等の場合、原資産の取引量が少なく流動性が低い状況となり、売値、買値のスプレッド

が拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。
- ・ ロット優先注文はスリッページを許容して発注数量の約定を優先する注文であるため、相場の流動性または相場変動の状況によってはお客様にとって不利益な価格で約定されることがあります。

(6)流動性リスク

- ・ 株価指数CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 原資産の取引価格が原市場が定める制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・ 株価指数CFD取引では原資産の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 株価指数CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 原資産である株価指数、及び株価指数の構成銘柄である株式の取引は各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、株価指数CFD取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 株価指数CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない

価格で取引が成立してしまう可能性があります。

- ・ 株価指数CFD取引に使用されるお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【株式CFD取引】

株式CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- ・ 株式CFD取引の原資産となる株式の取引価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因、個別企業の信用状態をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 株式CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・ 取引価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・ 株式CFD取引の損益通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

株式CFD取引は金利変動により、取引価格が大きく変動することがあります。また、金利の変動は取引価格の変動のみならず日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・ 株式CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ 株式CFD取引においては投資対象企業の信用悪化により取引価格が大きく下落する、さらに取引価格がゼロになってしまうことがあります。またその場合、維持証拠金率が引き上げられることがあります。

(4)指標発表前後・原資産取引量等によるスプレッド拡大について
天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催は株式市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時や投資対象企業の重要事項発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がおお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 株式CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい急相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。ロット優先注文はスリッページを許容して発注数量の約定を優先する注文であるため、相場の流動性または相場変動の状況によってはお客様にとって不利益な価格で約定されることがあります。

(6)流動性リスク

- ・ 株式CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 株式CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 原資産の取引価格が原市場が定める制限値幅に達し、取引が停止された場合、株式CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・ 株式CFD取引では原則として原市場における原資産の売値、買値をそのまま提示します。原市場における取引量が少ない株式の場合、売値、買値のスプレッドが大きく変動します。スプレッドが拡大した場合に証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 株式CFD取引ではお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 株式CFD取引では株式の流動性、当局の規制等により売りポジションを保有することが困難になることがあります。また売りポジションを保有していても、当社のカバー先等により、原資産である株式の調達ができなくなった場合には、当社の判断でポジションを決済させていただくことがあります。
- ・ 株式取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、株式CFD取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 株式CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取

引に伴うリスクがあります。

- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株式CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・株式CFD取引に使用されるお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。また、お客様の保有する株式CFDのポジションは、原則として、原資産となる株式市場で発生する、発行体企業の資本活動(例えば、買収、合併、株式分割、ライツイシューなど)の影響を受けますが、現市場で現物株式を実際に保有していた場合に受ける取扱いと全く同じ取扱いを、必ずしも受けることができない場合があります。詳しくはホームページの契約詳細情報をご覧ください。

【債券(直物/先物)CFD取引】

債券CFD取引(債券直物(スポット)CFD取引および債券先物CFD取引)はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- ・債券CFD取引の原資産となる債券の取引価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・債券CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、取引価格の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・取引価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・債券CFD取引の損益通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

債券CFD取引の取引価格は、金利変動により直接的に大きく変動することがあります。また、債券直物CFD取引においては、金利の変動は取引価格の変動のみ

ならず日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・債券CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・債券CFD取引においては原資産となる債券の発行者の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4)指標発表前後・原資産取引量等によるスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催は債券市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産銘柄の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・債券CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。
- ・ロット優先注文はスリッページを許容して発注数量の約定を優先する注文であるため、相場の流動性または相場変動の状況によってはお客様にとって不利な価格で約定されることがあります。

(6)流動性リスク

- ・債券CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・債券CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・原資産銘柄の取引価格が原市場が定める制限値幅に達し、取引が停止された場合、債券CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・債券CFD取引では原資産銘柄の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・債券CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・債券取引は各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることが

あります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、債券CFD取引が困難になることがあります。

- ・戦争、地震、天災、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・債券CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には債券CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・債券CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【商品(直物/先物)CFD取引】

商品CFD取引(商品直物(スポット)CFD取引および商品先物CFD取引)はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- ・商品CFD取引の原資産となる商品の取引価格は、世界中で起こる政治的・経済的要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・商品CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、取引価格の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・取引価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・商品CFD取引の損益通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

商品CFD取引は金利変動により、取引価格が大きく変動することがあります。また、商品直物CFD取引においては、金利の変動は取引価格の変動のみならず日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・商品CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4)指標発表前後・原資産取引量等によるспレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催は商品市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時や対象商品の重要事項発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産銘柄の取引量が少ない場合、売値、買値のспレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のспレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・商品CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。
- ・ロット優先注文はスリッページを許容して発注数量の約定を優先する注文であるため、相場の流動性または相場変動の状況によってはお客様にとって不利益な価格で約定されることがあります。

(6)流動性リスク

- ・商品CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・商品CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・原資産銘柄の取引価格が原市場が定める制限値幅に達し、取引が停止された場合、商品CFD取引のお取引が困難になることがあります。
- ・商品CFD取引では原資産銘柄の取引量が少ない時間帯には売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・商品CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。

- 商品市場の変動によって稀に商品CFD取引におけるお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。またそれに伴い、保有するポジションが強制的に決済される可能性があります。
- 商品取引は各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、商品CFD取引が困難になることがあります。
- 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- 商品CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- 商品CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【バイナリーオプション取引・オプションCFD取引】

標準オプションCFD取引、バイナリーオプション取引、リスク限定オプション取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- オプションCFD取引の価格はその原資産の価格変動によって変動します。原資産価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動し、その値動きによってオプションCFD取引の価格も変動します。
- 標準オプションCFD取引のコールおよびプットの売り取引では、その値動きによって短期間のうちに投資資金全額を上回る損失となる可能性があります。
- 標準オプションCFD取引のコールおよびプットの買い取引、バイナリーオプション取引およびリスク限定オプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨と異なる場合、通貨価格の変動により投資資金を上回る損失となる可能性があります。
- バイナリーオプション取引は、取引期間終了時刻に近付いた際に、原資産の

価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。

- お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を行います。
- オプションCFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)信用リスク

- オプションCFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(3)指標発表前後・取引終了直前のспレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催によりオプションCFD取引の原資産市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また、バイナリーオプション取引は、取引期間終了時刻に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。このような状況下においては売値、買値のспレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のспレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(4)流動性リスク

- オプションCFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- オプションCFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- オプションCFD取引の原資産が取引されている取引所で取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、オプションCFD取引のお取引が困難となる場合があります。
- オプションCFD取引では原資産となる市場の取引量が少ない時間帯、バイナリーオプション取引では、取引期間終了時刻に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- オプションCFD取引ではお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- オプションCFD取引は当社の提供するその時点での価格(成行注文)でのみ注文を出すことができます。
- 原資産が各国当局や取引所の規制、システム障害により取引不能状態となった場合、オプションCFD取引のお取引が困難になることがあります。

- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合は売値、買値のブレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(5)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・オプションCFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合にはオプションCFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・オプションCFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(6)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

15. 禁止行為

(1)当社は、金融商品取引法もしくは商品先物取引法等により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- ・店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対する店頭デリバティブ取引契約の勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための店頭デリバティブ取引契約の勧誘は禁止行為から除外。)
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称および店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望

しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。

- ・店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- ・店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込みもしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- ・店頭デリバティブ取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- ・店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ・契約締結前交付書面または契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況および店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることなく店頭デリバティブ取引契約を締結する行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含む。)
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為を行うことその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- ・店頭デリバティブ取引について、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- ・店頭デリバティブ取引に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。
- ・あらかじめ顧客の指示または顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。
- ・金融商品取引業者の役員または使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ

取引をする行為。

- 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電磁計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)
- 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付または買付その他のこれに準ずる取引と対する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- 店頭デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引を行っていないと認められる状況、もしくはロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、本取引業を継続すること。
- 店頭デリバティブ取引について、売値および買値の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- 顧客の取引時に表示した価格または価格に相当する事項を、当該価格または価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。
- 店頭デリバティブ取引について、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- 店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
- 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広がるよう設定しておくことを含む。)
- 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
- 店頭商品デリバティブ取引につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
- 店頭商品デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
- 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

(2)お客様は、金融商品取引法により、店頭デリバティブ取引に關

して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には当社または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。)
- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。
- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者から、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し提供する財産上の利益を受け、または第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束による場合であって当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合)および当該財産上の利益の提供が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。

16. 用語解説

- 「IFO注文」 イフダン注文の2次注文としてOCO注文を出す手法。最初の注文が約定した際に、リミット注文とストップ注文が同時に有効となります。イフダンOCO注文とも言います。
- 「相対取引」 取引所などを通さずに、売り手と買い手が直接価格、数量などを合意のうえ取引を行うこと。「OTC取引」ともいわれます。
- 「アスク」 お客様が買うことができる価格。「買値」「オファー」とも表示されます。
- 「維持証拠金額」 お客様が保有しているポジションならびに未決オーダーに対して、そのポジションならびに注文を継続し続けるのに必要な担保となります。
- 「イフダン注文」 ポジションを保有するための注文(1次注文)と、保有したポジションを決済するための注文(2次注文)を同時に出す注文方法で、1次注文が約定した後に、2次注文が有効となります。
- 「OCO注文」 1つの未約定の注文、もしくはポジションに対して、リミット注文とストップ注文を同時に出す手法。リミット、ストップのどちらかが約定した際にはもう一方の注文はキャンセルされます。
- 「オファー」 お客様が買うことができる価格。「買値」、「アスク」とも表示されます。
- 「自動ヘッジ執行」 お客様のマーケット注文またはマーケット注文(ロット優先)の約定の諾否を当社のカバー先であるIG Markets Limitedによる原市場へのカバー取引の成立後に決定する執行方法。「5. 注文取引の執行」を併せてご覧ください。

- 「証拠金有効残高」お客様から差し入れていただいた証拠金額に保有しているポジションをその時の価格で評価した損益を加減した実質的に保有している証拠金額のこと。
- 「ストップ注文」買いの場合現時点よりも高い価格に、売りの場合現時点よりも安い価格になった場合に成行注文を出す手法。ポジションの損失拡大を抑えるために利用することができます。
- 「スリッページ」お客様が注文時に指定した価格(または注文時にお客様の取引画面に表示されていた価格)と約定価格の相違。
- 「スワップポイント」外国為替証拠金取引におけるポジションをロールオーバーする際に、2通貨間の金利差により発生する金額のことです。市場状況により毎日変更になります。
- 「資金調達コスト」株式CFD取引を含む直物CFD取引におけるポジションをロールオーバーする際に発生する資金コスト。原則として、売りポジションは受け取りとなり、買いポジションは支払いとなります。「ファンディングコスト」とも呼ばれます。
- 「トレーリングストップ注文」未決オーダー、もしくはポジションに対して付加することのできるストップ注文の一種。ポジションが利益の出る方向に動いた場合に、ストップ注文もマーケットの動きに連動してストップ水準が変更されます。ポジションが反対方向に動いた場合にはストップ水準は変動しません。
- 「配当金相当額」株価指数直物CFD取引および株式CFD取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄もしくは対象の株式に配当金支払いがあった場合、お客様の口座に受払いが発生します。買いポジションは受け取り、売りポジションは支払いとなります。
- 「未決オーダー」未約定のリープオーダー。
- 「ビッド」お客様が売ることができる価格。「売値」とも表示されます。
- 「リープオーダー」ポジションを保有するまたは決済することを目的として発注するリミット注文もしくはストップ注文のこと。
- 「リミット注文」買いの場合現時点よりも安い価格に、売りの場合現時点よりも高い価格になった場合に、すなわち現時点よりも有利な条件で取引を行う注文。

その他の取引に関する用語の解説については当社ウェブサイトをご参照下さい。

バイナリーオプション取引において合理的な投資判断を行うには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。本書面および当社HP等をあらかじめよくお読み頂き、オプション取引および当社バイナリーオプションの内容を十分に理解したうえでお取引ください。

バイナリーオプション取引は期日のある取引であり、期日を超えて取引を継続することは出来ません。各取扱銘柄の期日の詳細については、「8.取引時間」の項を併せてご参照ください。

バイナリーオプション取引では最大損失額を維持証拠金として管理しますが、取引金額が少額であっても、多数回の取引を繰り返し行うことによって、多額の損失を被る恐れがあります。

1. バイナリーオプション取引の種類

当社が取り扱うバイナリーオプション取引の種類および概要は以下の通りです。

名称	コール、プットの扱い	権利行使の方法
バイナリーラダーオプション	コール	ヨーロピアンタイプ
バイナリーワンタッチオプション	コール、およびプット	アメリカンタイプ
バイナリーレンジオプション	コール	ヨーロピアンタイプ

(1) バイナリーラダーオプション

バイナリーラダーオプションは取引期間終了時刻における原資産の価格水準(判定価格)が、権利行使価格以上になっているか否かを予測する金融商品です。

バイナリーラダーオプションの銘柄名には対象となる原資産の権利行使価格が表示されており、取引期間終了時刻において判定価格が権利行使価格以上である場合、当該銘柄にはペイアウトが発生し取引価格100ポイントで清算され、下回っていると0ポイントで清算されます。

(2) バイナリーワンタッチオプション

バイナリーワンタッチオプションは取引期間中に原資産の価格水準(判定価格)が、権利行使価格に到達するかどうかを予測する金融商品です。取引開始時点の原資産価格の上方に権利行使価格が設定される銘柄がコールオプション、下方に設定される銘柄がプットオプションに該当します。バイナリーワンタッチオプションの銘柄名には対象となる原資産の権利行使価格が表示されており、判定価格が権利行使価格に到達すると、当該銘柄にはペイアウトが発生し、取引期間の終了を待たずにその時点で取引価格100ポイントで清算され、到達しないと、取引期間終了時刻に0ポイントで清算されます。

(3) バイナリーレンジオプション

バイナリーレンジオプションは取引期間を通じて原資産の価格水準(判定価格)が、設定された価格帯の範囲内で推移するか否かを予測する金融商品です。価格帯は該当原資産の前日終値(公式清算値)を基準に設定されます。バイナリーレンジオプションの銘柄名には対象となる原資産に設定された価格帯が表示されており、判定価格が取引期間中に価格帯の上限または下限に到達しな

<附則> バイナリーオプション取引について の商品説明

バイナリーオプション取引(金融商品取引法第2条第22項第3号または第4号に規定する店頭オプション取引のうち、個人および法人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことが出来る仕組みをもって行われる取引)は相対取引であり、お客様は当社を取引の相手方としてバイナリーオプションの売買を行います。そのため、お客様全体の支払金額と受取金額の差額は、バイナリーオプション取引に係る当社の収益の源泉となります。

った場合、当該銘柄にはペイアウトが発生し、取引期間終了時刻に取引価格100ポイントで清算され、判定価格が価格帯の上限または下限に到達すると、取引期間の終了を待たずにその時点で取引価格0ポイントで清算されます。

2. 価格変動について

(1)取引価格の決定方法

バイナリーオプションの取引価格は、当社のカバー先でありレート提供元であるIG Markets Limited(監督当局 英国金融行動監視機構(Financial Conduct Authority))が、ブラック・ショールズモデルをもとに原資産、当該原資産のボラティリティ、取引期間終了時刻までの時間等を勘案し決定されます。なお、取引価格は原資産の価格と同様に買付価格と売付価格があり、当該価格の差をスプレッドといいます。スプレッドは提示する価格水準および取引期間終了時刻までの残存時間により変動する場合があります。

(2)取引価格の呼び値の単位

取引価格は0から100ポイントの間で、0.1ポイント刻みで表示されます。

(3)価格変動の特徴

①バイナリーラダーオプションの価格変動

バイナリーラダーオプションの価格は、取引期間終了時刻における原資産の価格(判定価格)が権利行使価格以上となる可能性を示しています。バイナリーラダーオプションの価格は原資産の価格が高いほど、また原資産のボラティリティが大きいほど、高くなります。また取引期間終了時刻に接近すると、権利行使価格が原資産の価格から離れている銘柄については価格が0または100ポイントに近付き、ボラティリティが小さくなる一方で、権利行使価格が原資産の価格に近接している銘柄についてはボラティリティが非常に大きくなります。

②バイナリーワンタッチオプションの価格変動

バイナリーワンタッチオプションの価格は、原資産の価格が取引期間中に権利行使価格に到達する可能性を示しています。バイナリーワンタッチオプションの価格は原資産の価格が権利行使価格に近いほど、また原資産のボラティリティが大きいほど、高くなります。また取引期間終了時刻に接近すると、権利行使価格が原資産の価格から離れている銘柄については価格が0ポイントに近付き、ボラティリティが小さくなる一方で、権利行使価格が原資産の価格に近接している銘柄については価格が100ポイントに近付き、ボラティリティが非常に大きくなります。

③バイナリーレンジオプションの価格変動

バイナリーレンジオプションの価格は、原資産の価格が取引期間を通じて原資産の価格が設定された価格帯の範囲内で推移する可能性を示しています。バイナリーレンジオプションの価格は原資産の価格が価格帯の上限または下限に近いほど、また原資産のボラティリティが大きいほど、低くなります。また取引期間終了時刻に接近すると、価格帯の上限または下限が原資産の価格から離れている銘柄については価格が100ポイントに近付き、ボラティリティが小

さくなる一方で、価格帯の上限または下限が原資産の価格に近接している銘柄についてはボラティリティが非常に大きくなります。

3. 取引対象となる原資産

(1)FXを原資産とするバイナリーオプション

USD/JPY、GBP/JPY、EUR/JPY、EUR/USD、AUD/JPY、GBP/USD、AUD/USD、の7通貨ペアです。

(2)株価指数、商品を原資産とするバイナリーオプション

当社HPにおける各銘柄の「契約詳細情報」にてご確認ください。

4. バイナリーオプション取引の期限到来による清算

(1)買付ポジションの期限到来による清算

購入したバイナリーオプションについて、予測が外れてペイアウトが実施されなかった場合には、バイナリーオプションは取引価格0ポイントで清算されます。このため、支払プレミアム(購入金額)全額が投資損失となります。

なお、買付ポジションの保有に際しては、当該取引に係る最大損失額(=支払プレミアム)を維持証拠金として管理しております。

(2)売付ポジションの期限到来による清算

売却したバイナリーオプションについて、予測が外れてペイアウトが実施された場合には、バイナリーオプションは取引価格100ポイントで清算されます。売付ポジションの清算においては、オプションの売り手(お客様)は買い手(当社)に対してペイアウト額を支払う必要がありますが、お客様が支払うペイアウト額は受取プレミアム(売却金額)を超過し、受取プレミアム(売却金額)からペイアウト額を減じた金額が投資損失となります。

なお、売付ポジションの保有に際しては、当該取引に係る最大損失額(ペイアウト額-受取プレミアム)を維持証拠金として管理しております。

5. バイナリーオプション取引の反対売買による清算

(1)買付ポジションの反対売買による清算

購入したバイナリーオプションについて、取引期間中に当該ポジションが途中清算された場合には、受取プレミアム(売却金額)が支払プレミアム(購入金額)を下回り、投資損失が生じるおそれがあります。

(2)売付ポジションの反対売買による清算

売却したバイナリーオプションについて、取引期間中に当該ポジションが清算された場合には、受取プレミアム(売却金額)が支払プレミアム(購入金額)を下回り、投資損失が生じるおそれがあります。

6. 取引方法

お客様は取引開始から注文終了までの期間中であれば新規の買付取引(買付ポジションの保有)、新規の売付取引(売付ポジションの保有)、および当該保有

ポジションの途中清算が可能です。

バイナリーオプション取引は、マーケット注文のみが可能です。リミット注文、ストップ注文はできません。

7. 権利行使の方法

権利行使の方法がヨーロピアンタイプのバイナリーオプションの場合、取引終了時刻に自動的に権利行使(=ペイアウト)が行われます。また、権利行使のタイプがアメリカンタイプのバイナリーオプション取引の場合、取引期間中または取引終了時刻に自動的に権利行使(=ペイアウト)が行われます。

8. 取引時間

バイナリーオプション取引はすべて取引期限が設定されており、取引期限を超えてポジションを保有し続けることはできません。取引期間終了時刻を迎えた銘柄については、当社が自動的にポジションの清算を行い、当該取引に係る差損益をお客様の取引口座に反映します。

バイナリーワンタッチオプション、およびバイナリーレンジオプション取引では、取引期間中に当該銘柄が清算条件を満たして清算された場合、それ以降は当該銘柄に係るポジションの保有はできません。

(1)FXを原資産とするバイナリーオプション

①ラダーオプション(当日)、ワンタッチオプション(当日)の取引時間

取引開始	注文受付終了	取引終了
2:00(1:00)	翌日 0:58(23:58)	翌日 1:00(0:00)
10:00(9:00)	翌日 8:58(7:58)	翌日 9:00(8:00)
14:00(13:00)	翌日12:58(11:58)	翌日13:00(12:00)
18:00(17:00)	翌日16:58(15:58)	翌日17:00(16:00)
22:00(21:00)	翌日20:58(19:58)	翌日21:00(20:00)

※ カッコ内は英国夏時間の場合

<休日前後における銘柄設定および取引時間の取扱いについて>

原則として、月曜日などの休日後最初の営業日においては当日13時(12時)、17時(16時)、21時(20時)、および翌日午前1時(午前0時)に取引期間終了となる銘柄が当日午前8時*(午前7時*)に設定されます。また、金曜日などの休日前営業日においては、翌日午前1時(午前0時)に取引期間終了となる銘柄がその週の最後の設定銘柄となります。

※ 週初における銘柄設定の基準時間は、ニューヨーク時間午後6時です。

②ラダーオプション(2時間)の取引時間

取引開始	注文受付終了	取引終了
1:00(0:00)	2:58(1:58)	3:00(2:00)
3:00(2:00)	4:58(3:58)	5:00(4:00)
5:00(4:00)	6:58(5:58)	7:00(6:00)

取引開始	注文受付終了	取引終了
7:00(6:00)	8:58(7:58)	9:00(8:00)
9:00(8:00)	10:58(9:58)	11:00(10:00)
11:00(10:00)	12:58(11:58)	13:00(12:00)
13:00(12:00)	14:58(13:58)	15:00(14:00)
15:00(14:00)	16:58(15:58)	17:00(16:00)
17:00(16:00)	18:58(17:58)	19:00(18:00)
19:00(18:00)	20:58(19:58)	21:00(20:00)
21:00(20:00)	22:58(21:58)	23:00(22:00)
23:00(22:00)	翌日 0:58(23:58)	翌日1:00(24:00)

※ カッコ内は英国夏時間の場合

<休日前後における銘柄設定の取扱いについて>

原則として、月曜日などの休日後最初の営業日においては午前9時(午前8時)取引開始の銘柄から提供を開始致します。また、金曜日などの休日前営業日においては、翌日午前3時(午前2時)取引開始の銘柄がその週の最後の設定銘柄となります。

(2)株価指数、商品を原資産とするバイナリーオプション

当社HPにおける各銘柄の「契約詳細情報」にてご確認ください。

9. 判定価格の提供者

(1)FXを原資産とするバイナリーオプション

当社FX価格の中値を参照します。なお、予期せぬ事象により当社FX価格の配信が行われなかった場合、ブルームバーグ社またはロイター社が発表する価格を参照します。

(2)株価指数、商品を原資産とするバイナリーオプション

原則としてブルームバーグ社が発表する各原資産の価格情報を参照します。ただし、バイナリーオプションの取引終了時刻が、原資産の取引時間終了前に到来する一部の銘柄は、当社取引システムにおける各原資産の価格情報を参照します。なお、予期せぬ事象によりブルームバーグ社からの価格情報配信が行われなかった場合、ロイター社が発表する価格または当社CFD価格の中値を参照します。

10. 権利行使価格の設定方法

ラダー、ワンタッチの各オプションにおいては取引開始直前の原資産価格を基準に上下に一定のレート幅をもって複数の権利行使価格を設定します。レンジオプションにおいては該当原資産の前日終値(公式清算値)を基準に一定のレート幅をもって複数の価格帯を設定します。なお、取引期間開始後には権利行使価格の追加設定は行いません。

11. 取引単位

0.1ロット単位のお取引が可能です。

ペイアウト額(取引価格100ポイントで清算された場合に、バイナリーオプションの売り手から買い手に支払われる金額)は、各バイナリーオプションの損益通貨(当社HPにおける各銘柄の「契約詳細情報」にてご確認いただけます)により異なります。詳しくは下表にてご確認ください。

損益通貨	0.1 ロット	1 ロット
日本円	10,000 円	100,000 円
米ドル	100 ドル	1,000 ドル
ユーロ	100 ユーロ	1,000 ユーロ
英ポンド	100 ポンド	1,000 ポンド
カナダドル	100 カナダドル	1,000 カナダドル
スイスフラン	100 スイスフラン	1,000 スイスフラン

※ 各銘柄の損益通貨は、当社HPにおける各銘柄の「契約詳細情報」にてご確認ください。

12. 取引代金および清算代金の授受

当社が提供するバイナリーオプションは証拠金取引です。バイナリーオプションのポジション保有時においてプレミアムの授受は行わず、保有ポジションの清算時に差金決済により行います。

ポジション保有時には、当該取引における最大損失相当額(買付取引においては支払プレミアム、売付取引においてはペイアウト額から受取プレミアムを減じた金額)を維持証拠金額として管理します。

当該取引に係る清算代金(差損益)の授受は、保有したポジションがペイアウトを含む取引期間の終了により清算された、または取引期間終了の事前に途中清算された際に、ポジション保有時の支払(または受取)プレミアムとポジション清算時の受取(または支払)プレミアムの差額分をお客様の取引口座に反映します。

バイナリーオプション取引に係る損益額の反映タイミングは以下の通りです。

	ペイアウトあり	ペイアウトなし
ラダーオプション	取引終了後 20 分以内	取引終了後 20 分以内
ワンタッチオプション	ペイアウト発生時点	取引終了後 20 分以内
レンジオプション	取引終了後 20 分以内	ペイアウトなしが確定した時点

※お客様自身によるポジションの途中清算、および強制ロスカットによるポジションの清算が行われた場合、損益額を即時にお客様の取引口座に反映します。

13. 最大損失額と維持証拠金額について

バイナリーオプションのポジションを保有する際には、当該取引に係る最大損失額と同額の維持証拠金額が必要となります。維持証拠金額は以下の計算式により算出します。損益通貨が口座通貨と異なる場合、維持証拠金額は為替レートの変動を反映してポジション保有後も変動します。

(1)買付ポジションを保有する際の維持証拠金額

オプション価格×保有ロット数×1ピップあたり損益額

(2)売付ポジションを保有する際の維持証拠金額

(ペイアウト価格－オプション価格)×保有ロット数×1ピップあたり損益額

14. 追加証拠金、および強制ロスカット

バイナリーオプション取引は証拠金取引であり、口座内の証拠金有効残高がポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へ電子メールにてお知らせいたしますが、当該不足金が速やかに解消されない場合、バイナリーオプションのポジションも強制ロスカットの執行対象となる場合があります。

追加証拠金、および強制ロスカットの詳細につきましては、「重要事項説明書 6-(5)強制ロスカット」の項をご参照ください。

15. 損失許容額の申告と管理

当社は、お客様からご申告いただいたバイナリーオプション取引に係る投資損失許容額等をもとに定期的にお客様の取引状況を総合的にモニタリングし、当社が定める取引基準に抵触した場合、お客様への注意喚起およびバイナリーオプション取引の一時停止などの措置を講ずる場合があります。

16. 取引停止事由

天変地異、戦争、テロ、マーケットの状況等により、お客様への当社からの価格の提示が困難であると当社が判断した場合やシステム障害等が発生した場合には、取引開始の遅延や取引終了時間の短縮、または取引停止することがあります。

17. その他留意点

(1)誤った清算の訂正処理について

バイナリーオプション取引において、オンライン取引約款第10条に定める「明らかな誤り」であると当社が判断した場合、当該バイナリーオプション取引を当初から無効とするか、修正を行います。

(2)バイナリーオプション取引において口座残高がマイナスになるリスク

バイナリーオプション取引においてはポジション保有時に当該ポジションの最大損失額を維持証拠金として管理するため、原則として、口座内でバイナリーオプション取引のみを行う場合においては、口座残高がマイナスになることはありません。しかし、以下のような場合においては、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

①複数のバイナリーオプションのポジションを保有する場合

口座内のポジション保有に係る維持証拠金合計の最大額は、証拠金有効残高と同額です。口座内に保有しているバイナリーオプションのポジションに未実現利益が発生している場合、証拠金有効残高は口座内の証拠金額を上回る状態となるため、証拠金額を上回ってバイナリーオプションのポジションを保有することが可能となります。

このように口座内の証拠金額を上回るポジション保有を行い、その後当該ポジションのいずれかが清算において投資損失を生じた場合、結果として口座残高が

マイナスになる場合があります。

②日本円以外の損益通貨のバイナリーオプションを保有する場合

口座通貨と異なる損益通貨のバイナリーオプションを取引した場合、当該取引によって発生した損益は当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座通貨(日本円または米ドル)に交換されます。この通貨交換時に適用された交換レートが、ポジション保有時の証拠金計算に用いられた基準レートよりも下落していた場合、当該取引に係る口座通貨建ての損失額がその時点での証拠金額を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

(3) 取引システム上の表示について

当社の取引システム上ではバイナリーオプション取引の前日比欄には原資産の当社CFD価格等が参考値として表示されています。この参考値は、ブルームバーグ社の発表レートではありませんので、ご注意ください。

またお客様のPC等におけるブラウザの設定等により、バイナリーオプションの銘柄名が最新の情報でない可能性があります。取引を開始する前に必ずブラウザの再読み込みを行い、最新の情報が表示されていることを確認してからお取引いただきますようお願いいたします。

18. 用語解説

原資産	オプションの対象となる資産
原資産価格	オプションの原資産の価格又は値
権利行使価格	バイナリーオプションの買い手(取得者)が権利行使する際の権利行使の条件としてあらかじめ定める原資産価格。
判定価格	権利行使価格と照合し、ペイアウトの条件を満たしているかを判断するために用いる原資産の価格
ペイアウト	バイナリーオプションが権利行使の条件を満たした場合に、バイナリーオプションの売り手(付与者)が、権利行使を行った買い手(取得者)に対して、あらかじめ定められた一定の金銭を支払うこと。
ペイアウト額	ペイアウトによってオプションの売り手から買い手に支払われる金銭の額。 取引価格 100 ポイント×保有ロット数×1 ピップあたり損益額 で得られる金額。
取引期間	バイナリーオプションの取引開始から取引終了までの期間
注文受付時間	バイナリーオプションの売買注文の受付時間。取引期間終了の数分前までで、銘柄により異なります。

<附則> オプションCFD取引についての商品説明

オプションCFD取引の価格変動は当社取扱いの他の銘柄とは大きく異なります。本項においてオプションCFD取引の価格変動や取引の特性などについて説明いたします。標準オプションCFD取引、リスク限定オプション取引は本項を熟読

し、リスク等を十分にご理解の上で、お取引を行っていただきますようお願いいたします。

1. オプションCFD取引の種別

当社の取り扱いオプションは、以下の通りに2分類されます。

- (1)標準オプションCFD取引
- (2)リスク限定オプション取引

それぞれの取引の特性は以下の通りとなります。

(1)標準オプションCFD取引とは

標準オプションCFD取引とはある銘柄(参照資産)を決められたある時点(満期日時)である金額(権利行使価格)で売買することのできる権利の取引です。

買うことができる権利をコールと言い、売ることができる権利をプットと言います。当社のオプションCFD取引ではこの標準オプションCFD取引の売買が可能です。売買することができる価格水準のことをストライクプライス(権利行使価格)と言います。ただし、権利行使を行うことはできません。

(2)リスク限定オプション取引とは

リスク限定オプション取引とはある銘柄(参照資産)の価格に対して、オプション(プレミアム)料を加減した価格で取引することにより、決められたある時点(満期日時)までに損失が拡大した場合においても、ストライクプライス(権利行使価格)での清算が保証され、損失の金額が限定される取引です。利益の金額は限定されません。

2. 価格変動について

(1)標準オプションCFD取引の価格変動

標準オプションCFD取引の価格はコールでもプットでも本来価値と時間価値の2つから成り立ちます。

本来価値はオプションCFD取引の原資産の価格と権利行使価格の差となります。コールオプションでは原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、下回っている場合には0となります。プットオプションでは原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、上回っている場合には0となります。本来価値は常にこの計算で求められます。

時間価値はオプション価格と本来価値の差となります。オプションCFD取引の最終清算までに時間があり、その間にオプションCFD取引の価格が変動することに対する期待が価格に織り込まれます。時間価値は最終清算時間までの長さ、参照資産のボラティリティおよび短期金利によって変動します。最終清算までの期間が長いほど、原資産のボラティリティが高いほど、短期金利がプットの場合は上がるほど、コールの場合は下がるほど時間価値は上昇します。

(2)リスク限定オプション取引の価格変動

リスク限定オプション取引の価格は、権利行使価格に本来価値と時間価値の2つを加減した価格から成り立ちます。

本来価値はリスク限定オプション取引の原資産の価格と権利行使価格の差となります。上昇オプションでは原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態

のときには本来価値はプラスの値となり、下回っている場合には0となります。下落オプションでは原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、上回っている場合には0となります。本来価値は常にこの計算で求められます。

時間価値はリスク限定オプション価格から権利行使価格と本来価値を差し引いた価格になります。リスク限定オプション取引の最終清算までの時間が価格に織り込まれます。時間価値は最終清算時間までの長さおよび原資産の価格と権利行使価格との価格差、そして原資産のボラティリティおよび短期金利によって変動します。原資産の価格と権利行使価格との価格差が狭いほど、最終清算までの期間が長いほど、原資産のボラティリティが高いほど、短期金利が下落オプションの場合は上がるほど、上昇オプションの場合は下がるほど時間価値は上昇します。

3. オプションCFD取引の注文方法

全てのオプションCFD取引は、マーケット(成行)注文のみが可能です。リミット注文、ストップ注文はできません。リスク限定オプション取引の上昇オプションでは、買いポジションを保有するための買い注文および買いポジションを清算するための売り注文(売戻し)のみ発注が可能です、売りポジションを保有することはできません。下落オプションでは、売りポジションを保有するための売り注文および売りポジションを清算するための買い注文(買戻し)のみ発注が可能です、買いポジションを保有することはできません。

4. オプションCFD取引の期限到来による清算

オプションCFD取引にはすべて取引最終期限が設定されています。取引最終期限になると当社が自動的にポジションを反対売買し、その差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

5. オプションCFD取引の反対売買による清算

オプションCFD取引では、取引最終期限前に反対売買を行うことによりポジションを清算することが可能です。売買価格の差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

6. オプションCFD取引の最大損失額について

(1)標準オプション取引の最大損失額

標準オプションCFD取引の最大損失額は買いポジションと売りポジションで異なります。プット、コールにかかわらず、買いポジションの場合、最大損失額はオプションの買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じた金額となります。売りポジションの場合、最大損失額は理論上無限大となります。ただし損失が拡大した場合には強制ロスカットされることになります。

(2)リスク限定オプション取引の最大損失額

リスク限定オプション取引の最大損失額は上昇オプションの場合、権利行使価格と買値の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。下落オプションの場合、売値と権利行使価格の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。損失無限・利益有限となる(上昇オプションの場合は売り、下落

オプションの場合は買い)ポジションを保有することはできません。

7. オプションCFD取引の維持証拠金額について

(1)標準オプションCFD取引の維持証拠金額

標準オプションCFD取引の維持証拠金額は買いポジションの場合、最大損失額と同額になります。売りポジションの場合、個人のお客様は、銘柄ごとに原資産における総取引金額に対して、原則として4%(レバレッジ25倍)相当額以上の金額が定められています。法人のお客様の場合は、銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にてご確認ください。

(2)リスク限定オプション取引の維持証拠金額

リスク限定オプション取引の維持証拠金額は最大損失額と同額になります。

8. その他重要事項-オプションCFD取引において口座残高がマイナスになるリスク

原則として、オプションCFD取引においては、強制ロスカットにより、口座残高がマイナスになることはありませんが、以下のような場合においては、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

- 標準オプション取引の売りポジションにおいて、原資産の価格が急変動したために標準オプションの価格も急変動し、強制ロスカット後に口座残高がマイナスになってしまうことがあります。
- 口座通貨と異なる通貨のオプションCFD取引を行った場合、取引から発生した差損益は当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座通貨に交換されます。この通貨交換時に適用された交換レートによっては、通貨交換後の損失額がその時点での口座残高を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。
- オプションCFD取引の既存ポジションの未実現利益により、さらにオプションCFD取引を行うことが可能ですが、取引清算時に未実現利益から実現損失の状態となり、さらに損失額が口座残高を上回る可能性から、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

9. その他重要事項

-取引システム上の表示について-

当社の取引システム上ではオプションCFD取引の前日比には原資産の当社のCFD価格が参考として表示されています。しかし当社のオプションCFD取引の清算は当社のCFD価格によって決定されないことにご注意ください。

またブラウザの設定等により、オプションCFD取引の銘柄が前日の情報を表示している可能性があります。取引を開始する前に必ずブラウザの再読み込みを行い、最新の情報が表示されていることを確認してからお取引いただきますようお願いいたします。

以上

制定 平成20年12月1日
改訂 平成21年2月14日
改訂 平成21年3月21日
改訂 平成21年3月28日
改訂 平成21年5月9日
改訂 平成21年6月15日
改訂 平成21年8月28日
改訂 平成21年11月21日
改訂 平成22年1月23日
改訂 平成22年5月1日
改訂 平成22年7月10日
改訂 平成22年12月4日
改訂 平成22年12月18日
改訂 平成23年1月1日
改訂 平成23年2月19日
改訂 平成23年3月19日
改訂 平成23年4月1日
改訂 平成23年6月25日
改訂 平成23年8月1日
改訂 平成23年12月1日
改訂 平成24年2月17日
改訂 平成24年4月1日
改訂 平成24年5月31日
改訂 平成24年12月8日
改訂 平成25年1月18日
改訂 平成25年5月8日
改訂 平成25年11月2日
改訂 平成25年12月1日(但し、「附則 バイナリーオプション取引についての商
品説明」9(1)については、平成25年12月9日より適用を開始する。
改訂 平成26年1月6日
改訂 平成26年2月21日
改訂 平成26年4月25日
改訂 平成26年12月1日
改訂 平成27年5月8日
改訂 平成27年8月10日
改訂 平成28年4月16日
改訂 平成28年7月4日